

下関市地域クラブ活動推進計画



令和7年（2025年）12月 制定

令和8年（2026年）4月 改定



下関市

目 次

第1章 下関市の部活動地域展開について

- 1-1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 01
- 1-2. 地域クラブ活動の実施形態・・・・・・・・・・ 02
- 1-3. 認定クラブ活動の実施体制・・・・・・・・・・ 03

第2章 「しものせき SD CLUB」について

- 2-1. 「しものせき SD CLUB」の環境整備・・・・・・・・ 04
- 2-2. 「しものせき SD CLUB」への団体等の参加・・・・ 05
- 2-3. 「しものせき SD CLUB」への生徒等の参加・・・・ 07

第3章 今後の展開について

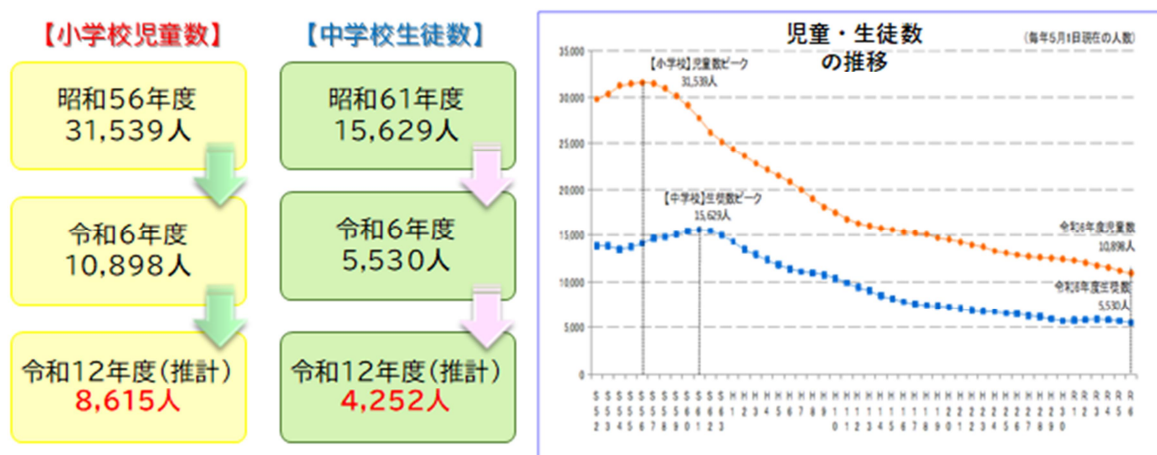
- 3-1. 運営団体の諸準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3-2. 調査・研究の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3-3. 継続して検討する項目・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3-4. 制度周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3-5. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 下関市の部活動地域展開について

1-1. 基本的な考え方

中学校の学校部活動は、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有し、スポーツや文化芸術の振興を担ってきました。

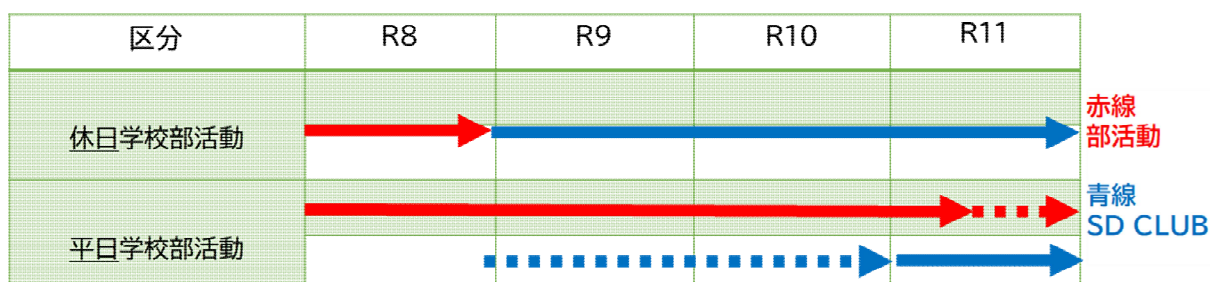
しかしながら、少子化の進行により生徒数や教員数が減少し、さらに学校の働き方改革が進む中、今後も学校単位で活動し、教員が指導を行う学校部活動を維持していくことは困難な状況になっています。



こうしたことから、本市では、子どもたちのスポーツや文化芸術活動を地域で展開するための実証事業を実施するとともに、様々な関係者の意見を聴取した結果、学校を含む地域全体を受け皿としたクラブ化を推進することといたしました。

誰もが参加可能で、継続的に親しむことができ、幅広い選択肢のある、「**持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境**」を地域全体が受け皿となって確保することを基本的な考え方として、令和7年9月に基本方針を策定しています。

本推進計画は、この基本方針を踏まえながら、令和9年4月から地域で展開する地域クラブ活動「しものせき SD CLUB」の推進にあたって必要な事項について定めるものです。



1-2. 地域クラブ活動の実施形態

学校部活動の地域展開により創設される地域クラブは、生徒が多様な選択肢から主体的に活動を選べる環境を整えるとともに、質の担保と持続可能な運営体制を確保することが重要となります。

本市では、参加を希望する団体を広く募り、基準を満たす団体を「認定地域クラブ」（以下「認定クラブ」という。）として認定するほか、必要に応じて運営団体が主催するプログラム（以下「主催プログラム」という。）を実施し、既存の一般クラブ等も含めたハイブリッド型で、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境を確保することを目指します。

（１）認定クラブ

認定クラブは、学校部活動が有してきた教育的意義や役割を継承する活動として、本市が独自に定める基準に基づき認定します。

単に中学生が加入する一般的なクラブとは区別するために、国が示す認定要件を参酌しながら、本市における認定クラブ活動の質と安全性を確保します。

（２）主催プログラム

生徒の多様なニーズに応じた選択肢を確保するためには、認定クラブだけでは地域や種目の偏りが生じることも想定されます。

主催プログラムは、従来の学校部活動の枠組みにとらわれず、複数種目の横断的な体験活動や、楽しむことを目的としたスポーツ・文化芸術プログラムなど、より柔軟で多様な活動機会を提供することに主眼を置き、認定クラブの登録状況や子どもたちのニーズを踏まえて、順次、開催するものです。

（３）受益者負担（会費）

認定クラブ活動を持続可能なものとするために、原則、受益者となる参加者が経費の一部を負担します。会費は競技種目や活動内容によらず一律の月額とし、運営団体が一括で徴収します。

また、遠距離移動が必要な場合や経済的に困難な家庭への支援については、公費を充当し、受益者負担と公的支援を適切に組み合わせながら、認定クラブ活動に必要な諸経費を賄うための活動支援金（以下、「活動支援金」という。）を各クラブに運営団体が交付します。

1-3. 認定クラブ活動の実施体制

認定クラブ活動については、全体の事務を総括する運営団体を設置するとともに、実際に子どもたちへ活動を提供する多様な団体の参画を得て、地域全体で持続可能な実施体制を構築する必要があります。

運営団体と実施主体の役割を明確にし、双方が連携して多様なスポーツ・文化芸術活動を担うことで、生徒のニーズに応じた質の高い活動環境を整えます。

(1) 運営団体

運営団体は、本市が推進する認定クラブ活動「しものせき SD CLUB」を、地域全体の受け皿として統括・管理する中核的組織です。

認定クラブを統括し、指導体制、安全確保、学校連携などを担い、従来はクラブが個別に対応していた煩雑な業務を一元化するために設置します。

この運営団体の設置により、生徒が安心して参加できる環境を作るとともに、負担の軽減によりクラブ活動に専念できるほか、関係団体との連携の効率化、会費徴収や安全管理の標準化など、地域全体で支える部活動地域展開を具現化し、要となる組織を設立します。

(2) 実施主体

実施主体は、本市が推進する認定クラブ活動「しものせき SD CLUB」において、スポーツ・文化芸術等の実際のクラブ活動の運営を直接担う団体です。

学校部活動の地域展開により、生徒が参加する活動の“現場”を担う存在であり、各クラブごとに、運営、企画、指導、安全管理などの実務を行います。

既存のスポーツクラブや文化芸術団体をはじめ、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ、各種教室、サークルのほか、新設するクラブなど、種目や活動内容等を限定せずに広く募集します。

市内に活動拠点を置き、認定クラブ活動の基準を満たす団体であれば、どなたでも応募可能とします。

(3) 関係団体との連携

子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するためには、従来の学校部活動の枠組みにとらわれない多様な実施主体の参画が必要となることから、スポーツ協会や文化協会をはじめ、各種競技団体、文化芸術団体などの関係団体と連携し、幅広い実施主体の掘り起こしを行います。

第2章 「しものせき SD CLUB」について

本市が推進する認定クラブ活動「しものせき SD CLUB」を、生徒のニーズに応じた質の高い活動とするためには、ICTの活用や活動場所の確保など、その活動環境を整備する必要があります。さらには運営の中核を担う運営団体事務局の体制を確立することが重要となります。

2-1. 「しものせき SD CLUB」の環境整備

(1) 運営体制の確立

クラブの認定、会費の徴収・管理、活動状況の把握、指導者や地域団体との調整、団体・参加者からの相談対応など、多岐にわたる業務を安定的に遂行するためには、明確な役割分担と専門性を備えた事務局機能が求められます。

これらに必要な人員を適切に配置し、地域の関係者との協働体制を構築し、定期的な評価・改善の仕組みを設けることで、持続可能な運営基盤を形成します。

なお、こうした事務局機能に要する人件費等については、受益者に負担を求めることなく、国等の財源を活用しながら公費を充当し、認定クラブ活動を支える運営体制を確立します。

(2) ICTの導入

「しものせき SD CLUB」は、クラブ運営の円滑化と参加者の利便性向上を図るため、各種手続きや情報発信においてICTを導入します。

<活用例>

- ・各種申請手続きのオンライン化
- ・オンラインによる情報発信（動画等の配信）
- ・アプリケーションを活用した連絡体制
- ・会費等のオンライン決済の導入
- ・データ管理による運営の高度化



ICTの積極的な活用により、「しものせき SD CLUB」は、誰もが利用しやすく、透明性の高い現代的な地域クラブとして、より効率的で信頼性のある運営を実現します。

(3) 活動場所の整理

認定クラブの活動場所として、学校施設をはじめ、社会体育施設や民間施設等の様々な施設の活用が想定されており、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の機会を

確保するためには、認定クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠となります。

今後、認定クラブがますます増加し、多様な活動が認定クラブ活動として広がることに対応していくためには、学校教育に支障のない範囲において、認定クラブ活動が優先的に使用できる仕組みづくりが極めて重要です。

本市では、これまで休日の学校部活動に充てていた学校施設等を基本の活動場所とし、優先的に確保できるよう、運営団体が利用調整を行う仕組みを構築することとし、その考え方や、調整及び使用に係る詳細は、別に定める「しものせき SD CLUB 運営要項」（以下、「運営要項」という。）に規定します。

なお、学校施設等の利用に収まらないケースなど、やむを得ず公共施設を利用する場合には、使用料の減免が可能となるように、関係部局との協議を進めます。

2-2.「しものせき SD CLUB」への団体等の参加

本市が推進する認定クラブ活動「しものせき SD CLUB」では、実際のクラブ活動の運営を直接担う多様な団体を広く募集します。

子どもたちに多様なスポーツ・文化芸術活動を提供するために、「しものせき SD CLUB」への参加を希望する団体には、本市が独自に定める一定の要件を求め、その基準に基づき認定する認定クラブとして、学校部活動が有してきた教育的意義や役割を継承する活動を地域で展開していただきます。

認定クラブは、本市における認定クラブ活動としての質と安全性を確保する責を負いますが、一方で認定におけるメリットも享受することが可能となります。

（１）参加資格と申込手順

既存のスポーツクラブや文化芸術団体をはじめ、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ、各種教室、サークルのほか、新設するクラブなど、種目や活動内容等を限定しない募集方法とするため、市内に活動拠点を置き、認定クラブの基準を満たす団体であれば、どなたでも参加が可能となります。

主な基準としては、幅広い活動機会が保障された活動で、活動時間や休養日、指導体制、安全管理体制、運営体制、学校との連携などが適切に行われる団体を認定いたします。

次頁のスキーム図で示すとおり、参加申請は２段階で行うこととしており、令和８年６月から開始予定の仮申請（第１段階）において、基礎情報となる代表者や活動内

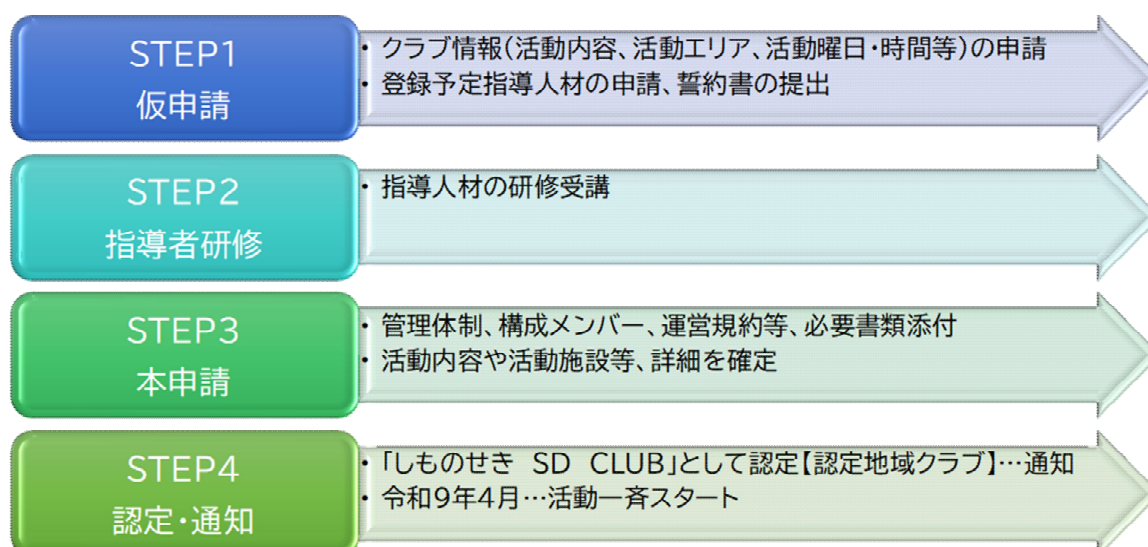
容（活動エリアや活動曜日、時間帯含む）、登録予定指導者の情報を提供するとともに、認定要件を遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

「しものせき SD CLUB」の認定基準の一つとして、本市が定める指導者研修を修了した者を「認定地域クラブ指導者」（以下、「認定指導者」という。）として登録することとするため、第２段階となる本申請までに指導者研修を修了した認定指導者を備える必要があります。

その後、令和８年８月末日までに必要書類を添付のうえ、本申請を行い、本市の審査を経て認定された団体を、認定クラブとして一覧に掲載し、活動に参加する会員募集の情報として活用します。

具体的な認定要件や認定クラブの責務、登録手続きの詳細等は、別に定める運営要項に規定します。

【認定クラブ申込スキーム図】



（２）認定指導者

「しものせき SD CLUB」において指導を行う者は、暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止を徹底し、認定クラブ活動に参加する生徒が安全、安心して活動に取り組むことができるように、指導者登録要件に基づき、本市が定める研修を修了し、本申請時に登録する必要があります。

研修内容は、指導者に求められる資質や能力として、学校部活動の地域展開や認定クラブに関する基本的な考え方、仕組みを理解しているといった総論、制度をはじめ、基本姿勢、服務規律、生徒への指導、安全管理、事故対応、保護者や学校との連携等を基本的な項目とし、随時、オンラインで受講できる体制を構築します。

具体的な研修内容を含め、認定指導者の登録等については、別に定める運営要項に規定します。

（３）活動支援金の交付等（認定クラブが享受できるメリット）

「しものせき SD CLUB」においては、認定クラブ活動に係る謝金や消耗品等の購入などのクラブ運営に必要な活動費の支払いを、各認定クラブの裁量で行えるように、一括徴収した会費を活動支援金として配分します。

この活動支援金の使途については制限をしますが、会員の受益者負担金が原資であることを十分に理解したうえで、適切な執行に努めるとともに、使途を明確にするための会計の報告を求めます。

なお、活動支援金の交付は、各認定クラブに均等配分する均等割配分額と、加入人数に応じて変動する人数割額を組み合わせ、半年に一度、交付します。この活動支援金の考え方は、第３章に記載するとともに、詳細は別に定める「しものせき SD CLUB 活動支援金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に規定します。

その他、認定クラブが享受できるメリットとして、ICTサービスを活用した各種運営補助や、学校との連携による参加者の募集、学校体育施設等の優先利用や公共施設の減免利用などを予定しています。

2-3. 「しものせき SD CLUB」への生徒等の参加

「しものせき SD CLUB」では、本市の審査を経て認定された団体を、認定クラブとして一覧に掲載し、学校等と連携して活動に参加する生徒等を募集します。

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒や、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒などを含めて、原則、参加を希望するすべての生徒等が自らの興味、関心や意欲に応じて主体的に活動へ参加できる環境を整えます。

「しものせき SD CLUB」への参加を希望する生徒等（以下「会員」という。）は、受益者負担金として月額の会費を納めるとともに、本市が指定する傷害保険への加入を義務付けます。

また、居住地域や家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないように、遠距離移動を必要とする生徒や経済的困窮家庭の生徒に支援を措置します。

（１）参加対象と申込手順

「しものせき S D C L U B」は、本市に居住する生徒等を主な対象とした活動です。そのため、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められませんが、既存クラブで既に隣接自治体から参加しているケースをはじめ、地域の事情等により隣接自治体からの参加もやむを得ない場合などは認めることとします。

また、小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加については、各実施主体の判断に委ねます。

令和８年１０月から開始予定の参加申込においては、ＩＣＴサービスを活用し、配備されたタブレット端末でクラブ情報が閲覧できるような仕組みを構築するとともに、保護者に向けた一斉メールで情報を共有します。

具体的な申込手順等については、別に定める運営要項に規定します。

（２）受益者負担金

持続可能な形で安定的、かつ、継続的に取組が進められるように、認定クラブ活動の諸費用については、会員の受益者負担金と、自治体等の公的負担金（人件費、システム費等に充当）を適切に組み合わせながら運営します。

想定されるクラブ活動費のうち、指導者等謝金や傷害保険料、雑費などについては受益者の負担とし、国が目安を示す月額３，０００円未満となるよう一律に会費を設定し、毎月、運営団体がオンラインシステムを活用して一括で徴収します。

また、用具代や大会参加費等の実費相当分については、各実施主体が個別会費として別途徴収できるものとしますが、可能な限り参加しやすい金額設定とし、営利を主目的としない活動であることを原則とします。

なお、多世代の参加を認める認定クラブの中学生以外の会費の取り扱いについては、各実施主体の判断に委ねることとしますが、運営団体による一括徴収は行いません。

最終的な会費の決定方法は、第３章に記載するとともに、会費の詳細な取り扱いについては別に定める運営要項に規定します。

（３）公的支援

本市の認定クラブ活動は、従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、障害のある生徒などを含めて、原則、参加を希望する市内在住の全ての中学生を対象としています。特に、居住地域や家庭の経済格差が理由となり、生徒の体験格差につながることはないように、遠距離移動や経済的に困窮する世帯への支援を措置します。

①遠距離移動支援

原則、通学距離が6km以上の生徒が認定クラブ活動に参加する場合を対象とするなど、支援の在り方については、実情を踏まえ継続的に検討を行います。

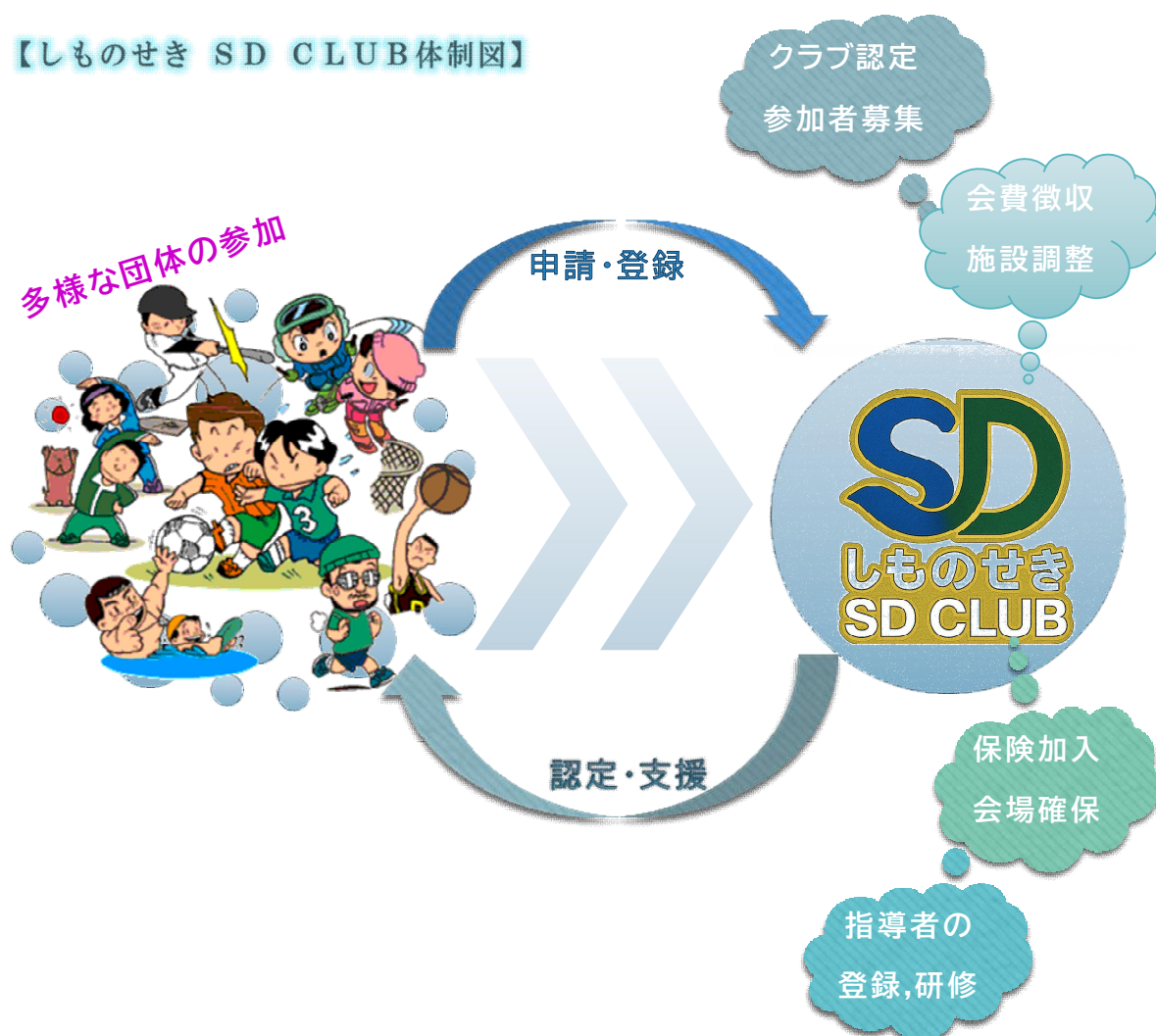
②経済的困窮家庭支援

就学援助の認定を受けている世帯の生徒が認定クラブ活動に参加する場合を対象とします。

支援方法については、いずれの場合も申請に基づき会費を減額する形で支援することとし、今後、会費の最終決定に併せて、市と教育委員会が協議のうえ、減額する額を決定します。

なお、減額された参加費の補填については、公費から負担することとし、詳細は、別に定める運営要項に規定します。

【しものせき SD CLUB体制図】



第3章 今後の展開について

令和9年4月に本格始動となる「しものせき SD CLUB」は、その前年となる令和8年には運営団体を設立し、運営に係る諸準備や制度周知等を進めます。

併せて、本推進計画で定めた制度全般に渡るルールや手順を明記した要項やマニュアルを備えます。

さらに、「しものせき SD CLUB」の会員数や認定クラブ数によって大きく変動することが想定される会費や活動支援金については、令和8年度に開始する会員やクラブの募集開始前にあらかじめ設定する必要があるため、本制度のPRを兼ねた参加意向調査を実施します。

3-1. 運営団体の諸準備

(1) 団体の設立

国が進める「学校部活動の地域連携・地域移行推進事業」を活用して、「しものせき SD CLUB」の運営全般を担う新たな団体を設立します。

この運営団体は、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、地域住民の健康増進とスポーツ・文化振興を図り、明るく活力ある地域社会の実現を目的として設立するもので、地域社会におけるさらなる信頼の獲得と、活動の持続性、透明性を高めるために法人化を進めます。

<運営団体名> 一般社団法人しものせきスポーツ・文化コミッション

なお、この運営団体は令和8年1月から稼働させることとし、各種申請方法や手続き方法等の相談を受ける窓口を設置します。

(2) 導入予定のICT

「しものせき SD CLUB」を円滑に運営し、認定クラブと会員の双方の利便性向上を図るため、部活動地域展開の支援実績を持つ民間事業者と連携して各種システムを導入します。

<導入予定システム>

- ・クラブ運営管理アプリ
- ・クラブ認定事務局運営支援
- ・認定クラブマッチングシステム
- ・研修動画システム

（３）要項及びマニュアルの整備

「しものせき SD CLUB」の円滑で公正な運営を確保するためには、本推進計画で定めた制度全般にわたるルールや手順を明確な文書として整備する必要があります。

各種申請、運営管理、会計処理、安全管理などのプロセスを要項等で文書化し、標準化することで、事務効率が向上するだけでなく、明文化されたルールで、参加者との間での認識のずれを未然に防ぎ、問題が発生した場合にも定められた手順に基づき迅速かつ正確に対応することができます。

さらにマニュアルの作成は、運営にかかわる全ての関係者が同じ基準と手続きに基づいて行動ができ、判断のばらつきを防ぐほか、新たに加わるスタッフ等がスムーズに業務を理解でき、クラブ運営の質を安定的に保つことができます。

<策定>

- ・「しものせき SD CLUB」運営要項
- ・「しものせき SD CLUB」活動支援金交付要綱
- ・「しものせき SD CLUB」運用マニュアル

3-2. 調査・研究の実施

（１）団体及び参加者の意向調査

「しものせき SD CLUB」が導入する受益者負担金や活動支援金については、クラブに参加する会員数や認定クラブ数によって、負担額やクラブ活動に要する必要額が大きく変動することが想定されます。

そのため、制度を適切に設計し、関係者の負担を公平で納得性の高いものとするために、令和８年度の募集開始前に、各種団体（地域クラブやサークル、関係組織等）や令和９年度時点で中学生となる児童、生徒を対象として、制度周知を兼ねた意向調査を実施します。

これらの会員見込み数や参加希望状況を事前に把握することで、適正な会費設定や活動支援金の見通しを立てることが可能となり、無理のない制度設計につながるとともに、意向調査の過程を通して制度内容を周知することで、参加者や団体が新制度を理解しやすくなるなど、募集開始後の混乱を防ぐことができます。

さらに、令和８年度の募集開始時点で一定の参加見込数が整理されていることでスムーズな立ち上がりと効率的な運営準備が可能となります。

<団体意向調査>

本市が所有する市内各種団体の情報を活用するとともに、関係団体の協力により調査対象団体を抽出し、令和8年1月から2月にかけてメールや郵送により、広報を兼ねた参加意向調査を行います。

<参加者意向調査>

令和9年度時点で中学生となる、現在の小学5年生から中学1年生までを対象として、令和8年1月から2月にかけて配備されたタブレット端末により、広報を兼ねた参加意向調査を行います。

(2) 会費の決定

会費については、下記のスキーム図を基本の考え方とし、参加意向調査結果により妥当性を検証したうえで、令和8年3月に最終的な金額を決定します。

【会費決定スキーム図】

項 目	数 値	考え方等
1クラブあたりの 年間設定活動費	A 39万円	本市の設定額 指導者:1,500円×3時間×52週 管理者:1,000円×3時間×52週
1クラブあたりの 推計所属会員数	B 16.4人	令和6年度学校部活動実績に 基づく、令和9年度所属会員の 推計中央値
推定年額基本会費	C 23,780円	A B $39\text{万円} \div 16.4\text{人} = \text{年額会費}$
推定月額基本会費	D 1,982円	C $23,780\text{円} \div 12\text{か月} = \text{月額会費}$
1人あたりの 月会費基本額	E 2,000円	D 1,982円(100円未満切り上げ)
1人あたりの 月実費経費	F 200円	決済手数料等雑費:200円
月会費	2,200円	E 月会費基本額 2,000円 + F 月実費経費 200円

(3) 活動支援金の考え方

活動支援金については、令和8年度に募集する「しものせき SD CLUB」の認定クラブ数と会員数により確定いたしますが、基本的な考え方は下記のスキーム図のとおりです。

【活動支援金算定スキーム図】



活動支援金の均等割配分額の考え方は、最低月1回の活動を想定した基本額がどのクラブにも均等に行き渡るように設計しています。

一方で、人数割配分額は、登録人数に応じて変動する設計としており、毎月の登録人数を反映させる形で算定し、半年分を活動実態に合わせて交付します。

3-3. 継続して検討する項目

(1) 費用負担の在り方

認定クラブの活動を持続可能なものとするために、受益者となる参加者が経費の一部を負担し、受益者負担と公的支援を適切に組み合わせながら、認定クラブ活動に必要な諸経費を賄うための活動支援金を各クラブに交付することとしています。活動頻度や活動内容、実費負担の差により、参加者及び認定クラブの双方に不公平感が生じる恐れもあります。そのため、会費の構成や活動支援金の配分方法、公費負担の在り方等について、参加状況や運営実態を踏まえ、継続的に検討・見直しを行うこととします。

(2) 平日を含めた段階的な移行

今後、学校部活動の地域展開を推進するうえでは、休日のみならず、平日についても地域が主体となって活動を担う体制への移行を見据えることが重要となります。

当面は休日を中心とした地域展開を推進しつつ、将来的な平日を含めた方向性を明確に位置付けることで、指導者や実施主体の確保、学校との役割分担等について、計画的な準備を進めることが可能となるため、学校現場の実情や教職員の関与の在り方を踏まえ、関係者との協議を重ねながら、なるべく早急に平日の地域展開の検討を進めます。

さらには、子どもたちの学びや成長を起点として、保護者、地域住民、企業、大学等の多世代が関わる取組へと発展させ、地域の活力や人のつながりを生み出す「まちづくり」につながる仕組みとして位置付けることを目指します。

(3) 公共施設の減免

「しものせき S D C L U B」の活動は学校施設等を基本の活動場所として、一定の受益者負担額を徴収し、クラブ活動費に充てることとしています。可能な限り低廉な負担額で、より多くの子どもたちがスポーツや文化芸術活動に取り組むための環境を地域全体で構築することが重要となります。

しかしながら、諸事情により公共体育施設や文化施設、公民館等を活動場所として使用しなければならない団体が発生することも想定され、その施設使用料により、活動が制限されることがないように配慮する必要もあります。

今後は施設を所管する関係部局と調整を図り、公共施設の減免が行えるように、検討を進めてまいります。

（４）運営団体主催プログラムの実施

生徒の多様なニーズに応じた選択肢を確保するために、認定クラブだけでは地域や種目の偏りが生じることが想定されるため、必要に応じて運営団体が主催するプログラムを実施する計画としています。

認定クラブ活動の多様性を確保することを念頭に置き、生徒が多様な選択ができるように、運営団体が主催する形式で複数種目を行う体験型や短期型等の柔軟な活動形態を取り入れ、参加しやすい環境づくりのもとでそのニーズに対応します。

（５）民間からの支援

認定クラブに対して交付する活動支援金を一定の水準に保つために、先進的な取り組みを行う自治体の例を参考に民間からの寄付等の活用を検討します。

下関商工会議所等とも協議を行い、支援制度の在り方について協議を重ね、連携が図れるように進めてまいります。

3-4. 制度周知

（１）制度周知

全国的な取組となっている学校部活動の地域展開に対して、本市の制度設計の進捗等について多くの質問等が寄せられています。

本推進計画策定後は、令和８年１月からの広報を兼ねた参加意向調査を皮切りに、「しものせき SD CLUB」の広報を加速させますが、制度の周知にあたっては、従来の学校部活動とは活動形態が異なることから、活動内容、募集方法、活動時間、移動手段、費用負担等について、子どもたちや保護者の視点に立った丁寧な広報を行うとともに、参画を検討する団体に対しても認定クラブ活動の趣旨や参加メリットを分かりやすく発信し、制度への理解と認知を高めるための広報を行います。

具体的には、令和８年１月から稼働する運営団体が広報準備（広報資料や動画等の作成）を進め、別途作成する広報計画に基づき、令和８年４月から順次、対面による制度説明会を開催します。

この対面による説明会に加え、オンラインでの説明会や市報による特集記事の掲載、PR動画の配信、相談窓口の設置など、徹底して制度の理解に努めます。

（２）体験会等の開催

「しものせき SD CLUB」について、広く市民の皆様に理解していただくためのキックオフイベントとして、クラブの体験ブースやPRブースを設置し、令和８年１０月から予定している会員募集に合わせて「しものせき SD CLUB」の機運を醸成します。

3-5. 今後のスケジュール

今後の大まかなスケジュールとして、制度周知や認定クラブに関する予定、参加者に関する予定等を下図に示しています。このスケジュールに基づき、令和９年４月からの開始に向けて地域が一丸となり、子どもたちの持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境が確保できるように進めてまいります。

